

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

## 労務協会からのお知らせ

### 給料計算に関して⇒ここが変わります！！

#### <17年1月支給分より>

老年者控除廃止で、「1人加算の適用」がなくなりました。

平成16年12月をもって、所得税の老年者控除（老年者＝その年の12月31日において年齢65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の人）がなくなりましたので、源泉所得税額表甲欄の「扶養親族等の数」について、加算がなくなりました。

給与計算ソフトをお使いの方は扶養親族の設定、給与計算で税額表をお使いの方は「扶養親族等の数」欄をご確認ください。

#### <17年4月支給分より>

介護保険料率が改定されます。

介護保険料率は毎年見直され、3月分（4月支給分給料から控除）から介護保険に該当する方の健康保険料が改定になります（改定後の率は未定）。

労務協会では皆様に3月中に改定後の「保険料のお知らせ」をお渡しします。

雇用保険料率が引き上げられ、料率表がなくなります。

雇用保険率の引き上げにより、4月支給分給与より雇用保険料の率が1,000分の1（0.001）上がります。

	本人負担分	会社負担分
建設業以外	8/1,000 (0.008)	11.5/1,000 (0.0115)
建設業	9/1,000 (0.009)	13.5/1,000 (0.0135)

また、料率表（保険率表）は、廃止となり、今後は総支給額×保険料率での計算となります。

#### <平成17年10月支給分より>

厚生年金保険料率が引き上げられ、71.44/1000（給与控除分）となります。

厚生年金保険料は、9月分（10月支給分給与）から毎年1.77/1,000ずつ引き上げられていくことが決まっています（平成29年まで）。

労務協会では皆様に9月中、算定基礎届の決定とともに9月中に10月支給分から引く「保険料のお知らせ」をお渡しします。

昨年（16年）より、毎年9月分からの変更のため、夏と冬の賞与では、厚生年金保険料の料率が変わりますのでご注意ください（16年冬の賞与計算で大分誤りがありました）。

<編集後記>東京にコンサルティング研修（講師は船井総研）に通っています。そこで教えてもらった「伸びる企業に共通するルール」をご紹介します。①とにかく明るい②理念（≒創業の精神、経営理念）を軸に一体化している③常にお客様に目が向いている（「For Me」ではなく、「For You」）④原価意識が徹底している（ムダを省く+これだけ使ってこれだけ儲かる）⑤一番か圧倒的な強みがある。というもの。変化の激しい経済状況のいま特に、何のために②事業を営んでいるか、の確認が対応のカギだと思います。（一ノ宮 俊人）